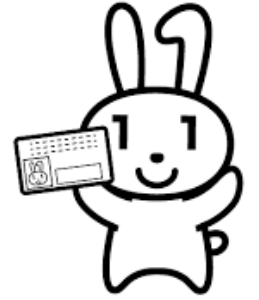


こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん

高等学校等就学支援金の申請は マイナンバーで！

高等学校等就学支援金は、
国の授業料支援の仕組みです。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

申込みは、学校へ。
マイナンバーで申請してください。

▼ **必要なもの** (提出が不要になる場合があります。必要書類等の詳細は仮入学時に配られる書類を御確認ください。)

- ①マイナンバーカードの裏面コピー または ②マイナンバーが記載された住民票写し ※住民票記載事項証明書でも可



「注意！」
通知カードは
原則として
使用できません。



※ただし、記載事項(氏名・住所・生年月日・性別・個人番号)に変更のないマイナンバー通知カードは使用できます。

このほか、本人確認のためにマイナンバーカードの表面や、身分証明書のコピー等が必要になる場合があります。詳しくは、仮入学時等に配られる書類を確認してください。

入学時等にマイナンバーを提出して認定を受けた場合、その後も所得制限に該当しなければ、**3年間(定時制・通信制は4年間)**、**原則手続不要**です。

- ※途中で保護者が変わったり、住所が変わったりした場合は、手続きが必要になることがあります。
- ※一度所得制限に該当した方が、再度支給を受けようとするときには、再度申請手続が必要です。



1年生 → 2年生 → 3年生

全国の約8割の方が利用しています!!【返済不要】

こうとうがっこう こうとうしゅうがくしえんきん

高等学校等就学支援金のお知らせ

1. 高等学校等就学支援金制度の概要

【制度概要】

御家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです（返済不要です）。

※授業料と相殺されますので、生徒や保護者が直接受け取ることはありません。

【支給要件】

- 日本国内に住所を有していること
- 過去に高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業していないこと
- 過去の高等学校等の在学期間が通算して36月（定時制・通信制の場合は48月）を超えないこと
- 保護者等（親権者）**全員の(市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額が30万4,200円未満（※年収目安910万円未満）であること。**

2. 申請と認定

利用のためには、**申請が必要です。申請書類の配布は仮入学時等に学校を通じて行う予定です。**

入学時に提出された書類とマイナンバーを基に、都道府県が受給資格の認定を行います。毎年7月頃、御家庭の所得情報が更新されるので、都道府県はこれに基づいて改めて受給資格の確認を行います。この時には、申請時に提出されたマイナンバーを利用し、都道府県が確認作業を行うため、基本的に手続不要です（途中で保護者の変更や、住所が変わったりした場合、別途手続きが必要です）。

3. 支給額

支給額は、以下のとおりです。

(1) 国公立高校に通う生徒：

授業料相当額（公立高校の場合は年額11万8,800円）

国公立高校は授業料負担が実質0円になります。

(2) 私立学校等に通う生徒：

下図のとおり、**保護者等の所得に応じ支給額は変わります。**

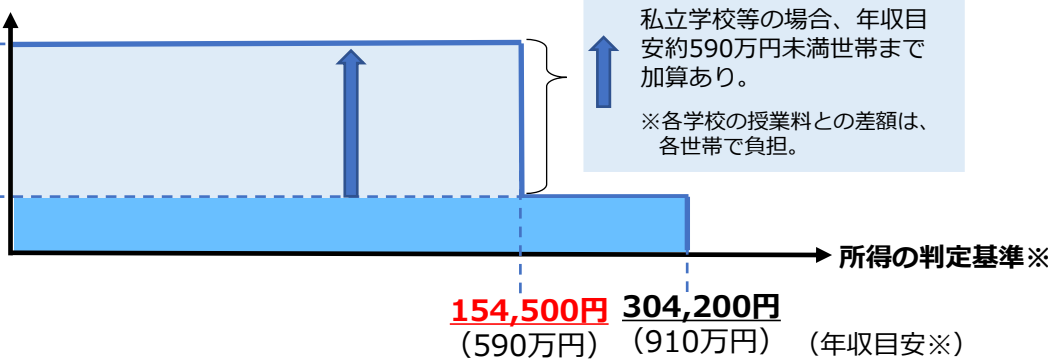
申請書類の配布は仮入学時等に学校を通じて行う予定です

全日制高校の場合の支給上限額

支給額（年間）

39万6,000円

11万8,800円
（基準額）



※所得の判定基準は、保護者等の全員の(市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額の合算額です。

※上図の「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収目安は変わるのでご注意ください。

※所得超過されている場合でも、家計急変事由（負傷・疾病で就労困難、自己の責めに帰することのできない理由での離職等）が発生し、世帯年収が約590万円未満相当まで減少した世帯は家計急変制度の対象として、就学支援金を受けられる場合があります（入学前に家計急変事由が発生した場合も、収入が減少した状態が入学時に継続していれば対象となる場合があります）。

■ 公立高等学校等に係る「高等学校等就学支援金制度」に関すること

山口県教育庁教育政策課総務管理班までお問い合わせください（電話：083-933-4510）

■ 私立高等学校等に係る「高等学校等就学支援金制度」に関すること

山口県総務部学事文書課私学振興班までお問い合わせください（電話：083-933-2138）